

# ものづくり販路拡大支援事業補助金

—姫路のがんばる製造業者の方々を応援します！—

## 1 対象者

以下のいずれかに該当するもの

- 日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）の分類表に定める大分類 E（製造業）に属する事業を行う市内に主たる事務所を有する中小企業者であって、前年度において本補助金の交付を受けていない者（国外で開催される見本市・展示会への出展については前年度において本補助金の交付を受けている場合も対象とする。）
- 姫路市ものづくり開発奨励補助金の交付を受けた年度の翌年度から 4 年度を経過するまでの年度で、当該補助金の交付対象となった製品・技術について出展を行う者

## 2 対象事業

令和 8 年度中に開催される見本市、展示会のうち、下記のいずれかに該当するもの

- 国内・**国外**・**指定の国**<sup>※1</sup>で開催される全国規模の見本市、展示会
- オンラインで開催される全国規模の見本市、展示会

※1

海外姉妹・友好都市のある国	ベルギー王国、アメリカ合衆国、オーストラリア連邦、ブラジル連邦共和国、中華人民共和国、大韓民国
海外姉妹城のある国	フランス共和国、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国、ポーランド共和国、オーストリア共和国、チェコ共和国
観光友好交流州のある国	ドイツ連邦共和国

## 3 対象経費、補助率、上限額

対象事業	対象経費	補助率	上限額
国内	出展料、小間料	2 分の 1	40 万円
<b>国外</b>	出展料、小間料 通訳及び現地説明員に係る経費、 現地までの航空運賃	<b>3 分の 2</b>	<b>200 万円</b>
<b>指定の国</b>	出展料、小間料 通訳及び現地説明員に係る経費、 現地までの航空運賃	<b>3 分の 2</b>	<b>250 万円</b>
オンライン	出展料、小間料	2 分の 1	20 万円

## 4 申請方法、注意事項等

- ・必要書類を下記問い合わせ先へ持参又は郵送してください。（メール、FAX は受け付けておりません。）
- ・申請期間は **令和 9 年 2 月 26 日（金曜日）** までです。（必着）
- ・申請期間中、先着順で交付を決定します。なお、申請期間中であっても予算がなくなれば終了とさせていただきます。
- ・見本市、展示会へ出展する前に、必要書類を揃えて申請してください。
- ・上記 1～4 について詳しくは姫路市 HP をご覧ください。

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000005813.html>



姫路市 HP

## 5 お問い合わせ

姫路市 産業振興課

〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 本庁舎 9 階 TEL 079-221-2505